



秋田県公報

目 次

告示	ページ
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四六一・福祉政策課)……………	1
生活保護法による医療機関の指定(四六二・福祉政策課)……………	1
農業振興地域の指定の一部改正(四六三・農林政策課)……………	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(四六四、四六五・都市計画課)……………	2
道路区域の変更(四六六・道路課)……………	2
道路の供用開始(四六七・道路課)……………	2
自動車専用道路の指定(四六八・道路課)……………	3
開発行為に関する工事の完了(四六九・北秋田地域振興局建設部)……………	3
都市計画事業の認可(四七〇・北秋田地域振興局建設部)……………	3
開発行為に関する工事の完了(四七一・秋田地域振興局建設部)……………	3
公告	
土地改良区の役員の前任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………	4
土地改良区の役員の前任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	4
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	4
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(五〇)……………	4
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五一)……………	5
政治団体の解散の届出(五二)……………	7
政治団体の収支に関する報告書(五三)……………	9
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(五四)……………	11
政治団体の収支に関する報告書(五五)……………	12
政治団体の収支に関する報告書の修正について(五六)……………	13

告 示

秋田県告示第四百六十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年五月十九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
こじょうめ眼科クリニック	齊藤 朋 紀	南秋田郡五城目町東磯ノ目二丁目一番地十	平成十八年三月三十一日
ふただ歯科クリニック	佐藤 弘 樹	潟上市天王字二田二百十九番地百二十二	平成十八年三月三十一日
ネノヒ薬局	子野日 俊一郎	横手市大町六十	平成十八年三月十七日

秋田県告示第四百六十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
加藤診療所	加藤 一 磨	男鹿市脇本脇本字下谷地三十九番地一	内科、神経内科	平成十八年四月三日
だけ調剤薬局	有限会社 プロファーマ 代表取締役	大仙市神宮寺字本郷下六十三番地七	調剤薬局	平成十八年四月一日
ふるやファミリークリニック	古谷 雅 幸	男鹿市脇本脇本字石館十六	内科、消化器科	平成十八年四月一日

鹿野薬局 ツルハドラック 男	株式会社 ツルハ 代表取締役社長	男鹿市脇本脇本字石館十六	調剤薬局	平成十八年四月一日
ごじょうめ眼科クリニック	医療法人 悠紀会 理事長	南秋田郡五城目町東磯ノ目二丁目一番地十	眼科	平成十八年四月一日
ふただ歯科クリニック	医療法人 社団宝樹会 理事長	潟上市天王字二田二百十九番地百二十二	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	平成十八年四月一日
脇本スプリング薬局	株式会社 スプリング 代表取締役社長	男鹿市脇本脇本字内郷二 六十	調剤薬局	平成十八年四月一日
ツインクリニク内科・整形外科	医療法人 ツインクリニク内科・ 整形外科 理事長	横手市横手町字大関越百六十六番一号	内科、整形外科、呼吸器科、 循環器科、リハビリテーション科、 リウマチ科	平成十八年四月二十四日
ネノヒ薬局	子野日 信一	横手市大町六十	調剤薬局	平成十八年三月十八日

秋田県告示第四百六十三号

農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第九号)の一部を次のように改正し、平成十八年五月十九日から施行する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

表秋田農業振興地域の項(中「赤色」の下に「又は桃色」を、「区域」の下に「(表示手段用平面図に斜線で示した部分に該当する区域を除く。)」を加える。

秋田県告示第四百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧		横手大森大内線	横手市塚堀字家西四〇番一五から字釜蓋三五番一三地先まで	一五・〇〇(四〇・五〇)	〇・二〇〇

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 秋田都市計画区域

三 都市計画の変更年月日 平成十八年五月十九日

秋田県告示第四百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)

の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 市街化区域に追加した部分(市街化調整区域から削除した部分)

秋田市大平台四丁目

(二) 市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更した部分

秋田市下新城長岡字毛無谷地、飯島字堀川、下新城中野字

街道端西、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大

巻、桜二丁目、下北手桜字袖ノ沢、桜力丘三丁目及び外旭川

字山崎

三 都市計画の変更年月日 平成十八年五月十九日

秋田県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

県 道	新	横手大森大内線	
		B	A
		横手市塚堀字家西四〇番一五から字釜蓋三五番一三地先まで	
		"	
		一五・〇〇〇〜四〇・五〇〇	〇・二〇〇
		八・六〇〇〜一六・五〇〇	〇・二〇〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
(二)(一) 期間 平成十八年五月十九日から同年六月一日まで

秋田県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年五月十九日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

- 一 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	区 間
県 道	金光寺能代線	能代市浅内字此掛沢一四〇番一から河戸川字西堂前一〇番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年五月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成十八年五月十九日から同年六月一日まで

秋田県告示第四百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇八番三から同市和合字田中一六四番二まで	二・六〇〇〜二五・〇〇〇	六・八七〇

- 二 指定する期日 平成十八年六月五日
- 三 指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
(二)(一) 期間 平成十八年五月十九日から同年六月一日まで

秋田県告示第四百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年二月二十八日付け指令北建 三〇七〇で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地 株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

- 大館市字観音堂四百十八番一、四百十八番二、四百十九番、四百二十番、四百二十一番、四百二十二番及び四百二十三番

秋田県告示第四百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同条第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称
北秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鷹巣都市計画道路事業二・四・三太田川口線
- 三 事業施行期間
平成十八年五月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- (一) 収用の部分
北秋田市鷹巣字下家下及び字東上綱地内
- (二) 使用の部分
なし

秋田県告示第四百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年三月二十二日付け指令秋建 三 一〇七号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
潟上市天王字追分西二十四 二十六 アイホームブラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

公 告

潟上市天王字上北野五十四番一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳥海町笹子土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 由利本荘市鳥海町上笹子字畑平百十九番地 佐藤 弘志
- " " " 下笹子字瀬目三十四番地 栗田 哲榮
- " " " 下笹子字本屋敷九番地 高橋茂三郎
- " " " 上笹子字七十三番地の四 佐藤 源衛
- " " " 上笹子字下ノ宮十八番地 菅野 秋夫
- " " " 下笹子字長畑八十五番地 高橋 豊昭

二 就任理事の住所及び氏名

- 由利本荘市鳥海町上笹子字畑平百十九番地 佐藤 弘志
- " " " 下笹子字瀬目三十四番地 栗田 哲榮
- " " " 下笹子字本屋敷九番地 高橋茂三郎
- " " " 下笹子字長畑八十五番地 高橋 豊昭

一 政党

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

公明党秋田第一総支部

近江 喜博

石塚 秀博

秋田市八橋大畑二丁目三番十二号

平成十八年四月五日

公明党秋田第二総支部

佐藤 恵佐雄

斉藤 則幸

潟上市天王字追分西二十番地一

"

公明党秋田第三総支部

藤原 万正

土田 百合子

仙北市角館町下延字東川原一番地三十

"

自由民主党秋田県にかほ市第一支部

渋谷 正敏

横山 満男

にかほ市象潟町字家の後百五十六番地一

平成十八年四月二十七日

二 その他の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

雄勝地区大関衛後援会

木村 剛

柴田 公悦

湯沢市小野字曾利田一番地六

平成十八年四月二十四日

- 由利本荘市鳥海町上笹子字下ノ宮十八番地 菅野 秋夫
- " " " 上笹子字四十九番地一 佐藤 敬
- " " " 下笹子字大平三十五番地 今野 孝志

三 退任監事の住所及び氏名

- 由利本荘市鳥海町下笹子字平林五十六番地 梶原 正市
- " " " 上笹子字馬場八十番地 菊地 芳郎

四 就任監事の住所及び氏名

- 由利本荘市鳥海町下笹子字平林五十六番地 梶原 正市
- " " " 上笹子字馬場八十番地 菊地 芳郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市四ツ屋第一土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田 典城

退任監事の住所及び氏名

- 大仙市横堀字星宮百三十四番地 長澤 政美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十八年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

平成十八年五月十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 秋田県仙北平野土地改良区

認可年月日 平成十八年五月十日

二 秋田県仙北平野東部土地改良区

認可年月日 平成十八年五月十日

三 美郷町千畑土地改良区

認可年月日 平成十八年五月十二日

四 大仙市四ツ屋土地改良区

認可年月日 平成十八年五月十二日

秋選管告示第五十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年四月一日から同月三十日までの間に次の政

治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法
 第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年五月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内	新	旧	容	届出年月日
社会民主党秋田県秋田支部	会計責任者	宇佐美 洋一朗		富樫 仁英		平成十八年四月五日
自由民主党大仙市太田町支部	政治団体の名称	自由民主党大仙市太田町支部		自由民主党太田町支部		平成十八年四月十八日
自由民主党秋田県医師支部	代表者	小山田 雍		寺田 俊夫		平成十八年四月二十八日
自由民主党秋田県土地改良支部	会計責任者	高橋 章		高橋 誼		平成十八年四月十八日
自由民主党秋田県土地改良支部	主たる事務所の所在地	秋田市仁井田二ツ屋二丁目四番三十一号		秋田市旭北栄町一番地三十四 長門第一ビル四階		平成十八年四月六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内	新	旧	容	届出年月日
菅川圭光後援会	会計責任者	安田 貞雄		後藤 仁三郎		平成十八年四月十八日
翔衛会	会計責任者	高橋 喜晃		佐藤 正明		平成十八年四月三日
雲雀俊作後援会	会計責任者	雲雀 俊作		雲雀 俊夫		平成十八年四月四日
秋田県商工政治連盟	会計責任者	齊藤 玉宏		伊藤 次男		"
秋田県商工政治連盟白神八峰支部	政治団体の名称	秋田県商工政治連盟白神八峰支部		秋田県商工政治連盟八森峰浜支部		平成十八年四月二十六日
秋田県商工政治連盟白神八峰支部	主たる事務所の所在地	山本郡八峰町八森字中浜四十一番地三		山本郡八森町字中浜七十三番地の四		平成十八年四月六日
秋田県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	秋田市仁井田二ツ屋二丁目四番三十一号		秋田市旭北栄町一番三十四 長門第一ビル四階		平成十八年四月六日

米谷勝後援会	村上亨後援会	PRU秋中政治センター	半田孝子後援会	能味 堯一後援会	嶋田満雄後援会	佐藤忠久後援会	佐藤賢一郎後援会	佐々木てつお後援会	斉藤啓一後援会	こだま裕一後援会	国際勝共連合秋田県本部	工藤兼雄後援会	小田嶋忠後援会	大関嘉一後援会	秋田県種類飲食業政治連盟	秋田県農協政治連盟秋田ふるさと支部	
主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	
男鹿市船越字一向二百七十四番地	佐藤千秋	小玉清昭	高橋 妙子	大仙市内小友字宮林八十番地	三浦浩一郎	高村正友	大館市比内町扇田字中扇田三十六番地一	佐藤賢一郎後援会	雄勝郡東成瀬村岩井川字東村五十一番地二	鹿角市十和田山根字長土路二十五番地	大仙市四ツ屋字新屋敷五十八番地	荒木知子	秋田市土崎港中央七丁目十番二十九号	藤本昇	原田清孝	白根幸	佐々木清一
男鹿市船越字船越二百二十五番地	村上六郎	小玉哲司	船山平蔵	大仙市内小友字宮林二番地	二田 讓	内藤岸男	大館市比内町大葛字大葛家後二十番地	佐藤賢一郎後援会(清和親交会)	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中二十六番地二	鹿角市十和田大湯字下河原八番地十一	大仙市四ツ屋字上古道七十番地七	荒木晴彦	秋田市飯島新町二丁目十三番十七号	渡部修治	尾留川稔	中山秀夫	佐藤正明
平成十八年四月二十六日	平成十八年四月三日	平成十八年四月四日	平成十八年四月十一日	"	平成十八年四月四日	平成十八年四月十二日	平成十八年四月十一日	平成十八年四月十三日	平成十八年四月十日	平成十八年四月七日	平成十八年四月三日	平成十八年四月五日	平成十八年四月七日	"	平成十八年四月五日	平成十八年四月十九日	

我妻けい子後援会	会計責任者	鈴木 望	藤原 与一	平成十八年四月三日
----------	-------	------	-------	-----------

秋選管告示第五十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十八年四月一日から同月三十日までの間

に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年五月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
公明党秋田第一総支部	近江 喜博	平成十八年三月三十一日	平成十八年四月五日
公明党秋田第二総支部	石塚 秀博	"	"
公明党秋田第三総支部	平野 龍市	"	"
公明党秋田第四総支部	菅原 勉	"	"
公明党秋田第五総支部	藤原 万正	"	"
公明党秋田第六総支部	田中 昭子	"	"
公明党秋田第七総支部	土田 百合子	"	"
自由民主党千畑支部	高階 眞龍	平成十八年四月二十三日	平成十八年四月二十八日
自由民主党美郷町仙南支部	佐藤 成輝	"	"
自由民主党六郷支部	佐々木 順吉	"	"
民主党秋田県第二総支部	佐々木 重人	平成十八年三月三十一日	平成十八年四月十七日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
小川健吉後援会	小川 健吉	平成十八年三月三十一日	平成十八年四月四日

三浦功後援会	藤田隆雄後援会	藤島康二後援会	二坂信邦と語る会	長岩道男後援会	相馬つとむ後援会	四伸会	真田廣志後援会	佐々木ひょうじ後援会	佐々木紘一後援会	こばやし精一後援会	小坂和子後援会	球政会	菊地和男後援会	池端又芳の会	赤津正雄後援会	吉田久男後援会	二坂信邦後援会	高橋隆治後援会	高橋さおき後援会
池田繁喜	田中源治	藤島源	菅原茂作	天童桂助	古田健	藤原一男	小野庄二	佐々木鉄雄	中村善男	佐藤昭春	小坂信夫	吉田久男	日沼昭	落合勝文	千葉金一	吉田久男	二坂信邦	高橋隆治	高橋佐和
平成十八年三月三十一日	平成十八年二月二十一日	平成十八年三月三十一日	平成十八年三月二十八日	平成十八年三月二十日	平成十七年十二月三十一日	平成十八年三月二十八日	平成十八年三月二十五日	"	平成十八年三月三十一日	平成十七年十二月三十一日	平成十八年三月三十一日	平成十七年十二月三十一日	"	平成十八年三月三十一日	"	平成十七年十二月三十一日	平成十八年三月二十八日	平成十八年三月三十一日	平成十八年四月六日
平成十八年四月二十一日	平成十八年四月五日	"	"	"	"	"	平成十八年四月三日	平成十八年四月十八日	"	平成十八年四月三日	平成十八年四月五日	平成十八年四月三日	平成十八年四月十三日	平成十八年四月四日	平成十八年四月五日	"	平成十八年四月三日	"	平成十八年四月七日

和田三九郎後援会

工 藤 七 五 郎

平成十七年十二月三十一日

平成十八年四月四日

秋田県田川郡五十二川町
政治資金規正法（昭和二十三年法律第四十九号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同条第二十條第一項の規定に基づき、その取扱いを公表する。

平成十八年五月十九日

和田三九郎後援会 田 中 豊 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 公明党秋田第一総支部

報告年月日 平成18年4月5日

収入・支出の総額

収入総額 994,028円

前年からの繰越額 994,023円

本年の収入額 5円

(1) 支出総額 994,028円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

合 計 5円

(イ) 支出の内訳

経常経費 157,359円

事務諸費 157,359円

政治活動費 836,669円

組織活動費 23,264円

機関紙の発行その他の事業費 22,680円

宣伝事業費 22,680円

寄附・交付金 790,725円

交付金 790,725円

合 計 994,028円

政治団体の名称 公明党秋田第二総支部

報告年月日 平成18年4月5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 796,809円

前年からの繰越額 796,806円

本年の収入額 3円

(1) 支出総額 796,809円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

合 計 3円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 796,809円

機関紙の発行その他の事業費 55,387円

宣伝事業費 55,387円

寄附・交付金 741,422円

交付金 741,422円

合 計 796,809円

政治団体の名称 公明党秋田第三総支部

報告年月日 平成18年4月5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 924,371円

前年からの繰越額 924,366円

本年の収入額 5円

(1) 支出総額 924,371円

収入・支出の内訳

(イ) 支出の内訳

収入・支出の内訳

その他の収入

合 計 5円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 924,371円

組織活動費 6,700円

機関紙の発行その他の事業費 63,787円

宣伝事業費 63,787円

寄附・交付金 853,884円

交付金 853,884円

合 計 924,371円

政治団体の名称 公明党秋田第四総支部

報告年月日 平成18年4月5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 591,929円

前年からの繰越額 591,926円

本年の収入額 3円

(1) 支出総額 591,929円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

合 計 3円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 591,929円

組織活動費 5,000円

機関紙の発行その他の事業費 31,185円

宣伝事業費 31,185円

寄附・交付金 555,744円

交付金 555,744円

合 計 591,929円

政治団体の名称 公明党秋田第五総支部

報告年月日 平成18年4月5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 814,290円

前年からの繰越額 814,287円

本年の収入額 3円

(1) 支出総額 814,290円

収入・支出の内訳

(イ) 支出の内訳

収入・支出の内訳

その他の収入

合 計 3円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 814,290円

組織活動費 35,000円

機関紙の発行その他の事業費 62,370円

宣伝事業費 62,370円

寄附・交付金 716,920円

交付金 716,920円

合 計 814,290円

政治団体の名称 公明党秋田第六総支部

報告年月日 平成18年4月5日	報告年月日 平成18年4月5日	報告年月日 平成18年4月5日	報告年月日 平成18年4月4日
ア 収入・支出の総額	前年からの繰越額	前年からの繰越額	その他の収入
(ア) 収入総額	498,452円	(イ) 支出の内訳	合計
前年からの繰越額	498,450円	経常経費	261,405円
本年の収入額	2円	光熱水費	37,705円
(イ) 支出総額	498,452円	事務所費	223,700円
収入・支出の内訳		政治活動費	54,479円
(ア) 収入の内訳		組織活動費	1,020円
その他の収入	2円	寄附・交付金	53,459円
合計	2円	交付金	53,459円
(イ) 支出の内訳		合計	315,884円
政治活動費	498,452円	(2) その他の政治団体	
組織活動費	4,094円	政治団体の名称 小川健吉後援会	政治団体の名称 小川健吉
機関紙の発行その他の事業費	21,263円	資金管理団体の届出をした者の氏名	小川健吉
宣伝事業費	21,263円	資金管理団体の届出に係る公職の種類	旧十文字町長
寄附・交付金	473,095円	報告年月日 平成18年4月4日	
交付金	473,095円	ア 収入・支出の総額	
合計	498,452円	(ア) 収入総額	5,510円
政治団体の名称 公明党秋田第七総支部		前年からの繰越額	5,510円
報告年月日 平成18年4月5日		本年の収入額	0円
ア 収入・支出の総額		(イ) 支出の内訳	0円
(ア) 収入総額	838,944円	政治団体の名称 高橋隆治後援会	高橋隆治
前年からの繰越額	838,940円	資金管理団体の届出をした者の氏名	高橋隆治
本年の収入額	4円	資金管理団体の届出に係る公職の種類	旧仙南村議会議員
(イ) 支出の内訳	838,944円	報告年月日 平成18年4月7日	
収入・支出の内訳		ア 収入・支出の総額	12,803円
(ア) 収入の内訳		(ア) 収入総額	12,803円
その他の収入	4円	前年からの繰越額	0円
合計	4円	本年の収入額	0円
(イ) 支出の内訳		(イ) 支出の内訳	0円
政治活動費	838,944円	政治団体の名称 二坂信邦後援会	二坂信邦
組織活動費	32,918円	資金管理団体の届出をした者の氏名	二坂信邦
機関紙の発行その他の事業費	79,855円	資金管理団体の届出に係る公職の種類	湯沢市長
宣伝事業費	79,855円	報告年月日 平成18年4月3日	
寄附・交付金	726,171円	ア 収入・支出の総額	
交付金	726,171円	(ア) 収入総額	121,224円
合計	838,944円	前年からの繰越額	121,224円
政治団体の名称 自由民主党千畑支部		本年の収入額	0円
報告年月日 平成18年4月28日		(イ) 支出の内訳	0円
ア 収入・支出の総額	138,326円	政治団体の名称 赤津正雄後援会	
(ア) 収入総額	138,326円		
前年からの繰越額	0円		
本年の収入額	50,000円		
(イ) 支出の内訳	50,000円		
政治活動費	50,000円		
組織活動費	50,000円		
合計	50,000円		
政治団体の名称 自由民主党美郷町仙南支部			
報告年月日 平成18年4月25日			
ア 収入・支出の総額	120,343円		
(ア) 収入総額	120,343円		
前年からの繰越額	120,343円		
本年の収入額	0円		
(イ) 支出の内訳	60,343円		
収入・支出の内訳			
(ア) 収入の内訳	60,343円		
政治活動費	60,343円		
組織活動費	60,343円		
合計	60,343円		
政治団体の名称 自由民主党六郷支部			
報告年月日 平成18年4月25日			
ア 収入・支出の総額	54,141円		
(ア) 収入総額	54,141円		
前年からの繰越額	0円		
本年の収入額	10,400円		
(イ) 支出の内訳	10,400円		
収入・支出の内訳			
(ア) 支出の内訳	10,400円		
経常経費	10,400円		
事務諸費	10,400円		
合計	10,400円		
政治団体の名称 民主党秋田県第二総支部			
報告年月日 平成18年4月17日			
ア 収入・支出の総額	315,884円		
(ア) 収入総額	315,884円		
前年からの繰越額	315,883円		
本年の収入額	1円		
(イ) 支出の内訳	315,884円		
収入・支出の内訳			
(ア) 収入の内訳			

報告年月日 平成18年 4月 5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合 計

政治団体の名称 佐々木紘一後援会

報告年月日 平成18年 4月 3日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合 計

政治団体の名称 相馬つとむ後援会

報告年月日 平成18年 4月 3日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

832円

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 藤田隆雄後援会

報告年月日 平成18年 4月 5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入及び支出のない団体

その他の政治団体

832円

0円

0円

5,812円

5,812円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

こばやし精一後援会

平成18年 4月 3日

佐々木ひょうじ後援会

平成18年 4月 18日

真田廣志後援会

平成18年 4月 3日

四俣会

"

長岩道男後援会

"

二坂信邦と語る会

"

藤島康二後援会

"

三浦功後援会

平成18年 4月 21日

和田三九郎後援会

平成18年 4月 4日

秋田県選挙管理委員会

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、表示する。

平成十八年五月十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	主たる事務所の所在地		
小川 健吉	旧十文字町長	小川健吉後援会	横手市十文字町字海道下二十四番地一	小川 健吉	平成十八年四月四日
高橋 佐和	旧角館町議会議員（候補者とならうとする者）	高橋さおき後援会	仙北市角館町東勝楽丁二十六番地一	高橋 佐和	平成十八年四月七日
高橋 隆治	旧仙南村議会議員	高橋隆治後援会	美郷町金沢字中野際八十三番地	高橋 隆治	"
二坂 信邦	湯沢市長	二坂信邦後援会	湯沢市愛宕町二丁目三百十番三号	二坂 信邦	平成十八年四月三日

秋田県田川市長十五郎
宮城県選挙区法(昭和三十二年法律第二十号)第十二条第一項の規定による報告書
「他の収入の内訳」 政治団体からの収入に属する経費を要するものは、当該政治団体の収入に属するものとする。

平成16年分
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
平成16年分
その他の政治団体

政治団体の名称	吉田久男後援会	田中重一
資金管理団体の届出をした者の氏名	吉田久男	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員	
報告年月日	平成18年4月3日	
収入・支出の総額	0円	
収入総額	0円	
前年からの繰越額	0円	
本年の収入額	0円	
支出総額	0円	
政治団体の名称	球政会	
報告年月日	平成18年4月3日	
収入・支出の総額	0円	
収入総額	0円	
前年からの繰越額	0円	
本年の収入額	0円	
支出総額	0円	
政治団体の名称	国際勝共連合秋田県本部	
報告年月日	平成18年3月30日	
収入・支出の総額	453,000円	
収入総額	0円	
前年からの繰越額	453,000円	
本年の収入額	453,000円	
支出総額	443,396円	
収入・支出の内訳		
収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	51,375円	10人
寄附		
個人からの寄付	300,185円	
合計	300,185円	

【寄附の内訳】
個人からの寄附
その他の寄附
合計
300,185円
300,185円
87,640円
13,800円
453,000円

経常経費	45,327円	
事務所費	45,327円	
政治活動費	398,069円	
機関紙誌等の発行その他の事業費	355,585円	
機関誌の発行事業費	334,525円	
宣伝事業費	21,060円	
寄附・交付金	42,484円	
寄附金	42,484円	
合計	443,396円	
政治団体の名称	佐藤賢一郎後援会(清和親交会)	
報告年月日	平成18年3月30日	
収入・支出の総額	4,311,990円	
収入総額	3,748,888円	
前年からの繰越額	3,937,102円	
本年の収入額	4,118,774円	
支出総額	4,118,774円	
収入・支出の内訳		
収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	1,182,102円	
寄附		
個人からの寄付	2,755,000円	
【寄附の内訳】		
個人からの寄付		
明石悦郎	100,000円	大館市
明石武衛門	50,000円	大館市
阿部三郎	50,000円	大館市
阿部三郎	200,000円	大館市
阿部忠一	10,000円	大館市
大隈和誠	50,000円	福島県
加賀谷和	30,000円	大館市
佐藤重	30,000円	大館市
佐藤重光	10,000円	大館市

経常経費	958,531円	
人件費	298,000円	
光熱水費	76,041円	
備品・消耗品費	242,897円	
事務所費	341,593円	
政治活動費	3,160,243円	
組織活動費	147,808円	
機関紙誌の発行その他の事業費	3,012,435円	
宣伝事業費	157,970円	
その他の事業費	285,446円	
合計	4,118,774円	
政治団体の名称	澤田一文後援会	
報告年月日	平成18年3月31日	
収入・支出の総額	53,000円	
収入総額	0円	
前年からの繰越額	0円	

本年の収入額	53,000円
(イ) 支出総額	53,000円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	53,000円
合 計	53,000円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	
機関紙誌の発行その他の事業費	53,000円
その他の事業費	53,000円
合 計	53,000円
政治団体の名称 長岩道男後援会	
報告年月日 平成18年4月3日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	0円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

秋選管告第五十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する

平成十八年五月十九日

秋田県選挙管理委員会 田 中 伸 一
 （平成十七年秋選管告第三十五号）

2 報告書の要旨秋田県建築設計事業者政治連盟の欄中

261,125	80,000	136,125	181,125	125,000	25
---------	--------	---------	---------	---------	----

80,000					
--------	--	--	--	--	--

を	80,000	80,000			
「	211,125	80,000	136,125	131,125	75,000
					25
	80,000				
		80,000	80,000		
に改					
める。					

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄